### 墨田区手数料条例の一部を改正する条例 (案)概要

## 1 社会福祉法人に係る理事証明書交付手数料等の新設

社会福祉法の一部改正(23.8.30公布、25.4.1施行)により、主たる事務所が区の区域内にある社会福祉法人に係る認可等の事務を区が行うこととされたことに伴い、社会福祉法人に関する理事の証明及び税額控除対象法人の証明の事務に係る手数料を次のように新設する。

事務	名 称	額	徴収時期
社会福祉法人の理事長の職 務代理に係る理事に関する 証明書の交付	社会福祉法人に係る理事証 明書交付手数料	1件につき 400円	交付申請のとき。
社会福祉法人に係る税額控 除対象法人に関する証明書 の交付	社会福祉法人に係る税額控 除対象証明書交付手数料	1件につき 400円	交付申請のとき。

### 2 低炭素建築物新築等計画認定手数料の新設

都市の低炭素化の促進に関する法律の制定(24.9.5公布、24.12.4施行)により、低炭素建築物新築等計画の認定に関する事務を区が行うこととされたことに伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等を次のように新設する。

申請の際、建築基準法に基づく建築確認申請等の申出があったものについては、当該建築確認申請手数料等と同額の金額を併せて徴収する。

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

建築物の区分		額	
<b>建</b>	適合証あり	適合証なし	
1戸建て住宅(人の居住以	1戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。)		
	【申請に係る戸数】		
住戸ごとの申請の場	1戸	4,700円	35,000円
合	2戸以上5戸以下	9,400円	69,000円
一の共同住宅等の	6戸以上10戸以下	16,000円	97,000円
うち同時に申請す	1 1戸以上2 5戸以下	27,000円	137,000円
る戸数に応じた額	2 6 戸以上 5 0 戸以下	45,000円	197,000円
一の建築物の申請	5 1戸以上100戸以下	82,000円	283,000円
と同時に行う場合	101戸以上200戸以下	131,000円	385,000円
は、徴収しない。	2 0 1戸以上3 0 0戸以下	170,000円	508,000円
	3 0 1戸以上	185,000円	600,000円
【建築物の住戸の部分の総戸数】			
	1戸	4,700円	35,000円
	2戸以上5戸以下	9,400円	69,000円
	6戸以上10戸以下	16,000円	97,000円

共同住宅等 一の建築物の住戸の部分の住戸の部分の総の下等及び所でいる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1戸以上2 5戸以下 2 6戸以上5 0戸以下 5 1戸以上1 0 0戸以下 1 0 1戸以上2 0 0戸以下 2 0 1戸以上3 0 0戸以下 2 0 1戸以上3 0 0戸以下 3 0 1戸以上  【共用廊下等の部分の床面積の合計】 3 0 0㎡以内 3 0 0㎡を超え2,000㎡以内 2,000㎡を超え5,000㎡以内 1 0,000㎡を超え25,000㎡以内 2 5,000㎡を超え300㎡以内 3 0 0㎡を超え25,000㎡以内 3 0 0㎡を超え2,000㎡以内 3 0 0㎡を超え2,000㎡以内 5,000㎡を超え10,000㎡以内 5,000㎡を超え10,000㎡以内 5,000㎡を超え25,000㎡以内	27,000円 45,000円 82,000円 131,000円 170,000円 185,000円 185,000円 80,000円 126,000円 200,000円 200,000円 80,000円 160,000円 160,000円 126,000円	137,000 円 197,000 円 283,000 円 385,000 円 508,000 円 600,000 円 109,000 円 280,000 円 280,000 円 359,000 円 429,000 円 500,000 円 500,000 円 546,000 円 670,000 円
	25,000mを超えるもの 【建築物の延べ面積】	200,000円	900,000円
一戸建ての住宅及び共同 住宅等以外の建築物	【建築物の近へ面積】 300㎡以内 300㎡を超え2,000㎡以内 2,000㎡を超え5,000㎡以内 5,000㎡を超え10,000㎡以内 10,000㎡を超え25,000㎡以内 25,000㎡を超えるもの	9,300円 26,000円 80,000円 126,000円 160,000円 200,000円	242,000 円 384,000 円 546,000 円 789,000 円 900,000 円

適合証…申請に係る低炭素建築物新築等計画について、所管行政庁が指定する者(適合性確認機関)が交付する都市の低炭素化の促進に関する法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類

## 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

建築物の区分		額	
		適合証あり	適合証なし
1戸建て住宅(人の居住以	1戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。)		18,000円
	【申請に係る戸数】		
住戸ごとの申請の場	1戸	3,300円	18,000円
合	2戸以上5戸以下	6,600円	37,000円
一の共同住宅のう	6戸以上10戸以下	11,000円	52,000円
ち同時に申請する	1 1戸以上2 5戸以下	19,000円	74,000円
戸数に応じた額	2 6戸以上5 0戸以下	32,000円	108,000円
一の建築物の申請	5 1戸以上100戸以下	58,000円	159,000円
と同時に行う場合	101戸以上200戸以下	93,000円	221,000円
は、徴収しない。	2 0 1戸以上3 0 0戸以下	122,000円	291,000円
	3 0 1戸以上	134,000円	342,000円
	【建築物の住戸の部分の総戸数】		
	1戸	3,300円	18,000円
	2戸以上5戸以下	6,600円	37,000円

共同住宅等	ーの建築物の申請の 場合 建築物の住戸の部 分の終戸数、面積での 部分の未ずの所で計ののでは 部分のそれぞれる 計しただの部分がは、 がはい場合は はいかののでは、 がいりのでは、 はいりのでは、 はいりのでは、 はいりのでは、 はいいりのでは、 はいいりのでは、 はいいりのでは、 はいいりのでは、 はいいりのでは、 はいいりのでは、 はいいりのでは、 はいいりのでは、 はいいりのでは、 はいいりのでは、 はいいいして、 はいいいい。 はいいい。 といいい。 といいい。 といいい。 といいい。 といいい。 といいい。 といいい。 といいい。 といいい。 といい。 といいい。 といいい。 といい。 といい。 といい。 といい。 といい。 といい。 といい。 といい。 といい。 といい。 とい。 と	6戸以上10戸以下 11戸以上25戸以下 26戸以上50戸以下 51戸以上100戸以下 101戸以上200戸以下 201戸以上300戸以下 201戸以上300戸以下 301戸以上  【共用廊下等の部分の床面積の合計】 300㎡以内 300㎡を超え2,000㎡以内 2,000㎡を超え5,000㎡以内 5,000㎡を超え10,000㎡以内 10,000㎡を超え25,000㎡以内 25,000㎡を超え25,000㎡以内 300㎡を超え2,000㎡以内 300㎡を超え2,000㎡以内 5,000㎡を超え5,000㎡以内 10,000㎡を超え10,000㎡以内	11,000円 19,000円 32,000円 32,000円 93,000円 122,000円 134,000円 18,000円 88,000円 140,000円 140,000円 88,000円 18,000円 88,000円 112,000円 112,	52,000 円 74,000 円 108,000 円 159,000 円 221,000 円 291,000 円 342,000 円 57,000 円 96,000 円 205,000 円 247,000 円 290,000 円 123,000 円 198,000 円 290,000 円 361,000 円 427,000 円
		25,000mを超えるもの 【建築物の延べ面積】	140,000円	491,000円
, ,	建ての住宅及び共同等以外の建築物	300㎡以内 300㎡を超え2,000㎡以内 2,000㎡を超え5,000㎡以内 5,000㎡を超え10,000㎡以内 10,000㎡を超え25,000㎡以内 25,000㎡を超えるもの	6,500円 18,000円 56,000円 88,000円 112,000円 140,000円	123,000円 198,000円 290,000円 361,000円 427,000円

## 手数料の徴収時期

は認定申請のとき、は変更認定申請のとき。

# 3 施行期日等

本年4月1日